

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成23年8月24日
柴田町財政課

東日本大震災に伴う災害復旧事業を優先的かつ早期に実施するため、短期間に集中して工事を発注する必要があることから、当分の間、下記の条件に該当する工事に限り臨時的な措置として、現場代理人の兼務を認める運用を実施します。

1 対象となる工事

次の条件を満たす2件の工事間で、現場代理人の兼務を認めるものとします。

- (1) 本町が発注する工事請負契約であること。
- (2) 各々の請負代金額が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)未満であること。
- (3) 兼務している期間中は、いずれかの工事現場に常駐できること。
- (4) 現場代理人を兼務する場合、現場代理人が不在となる時に工事現場の運営及び安全管理等を行う連絡員を滞在させること。

2 手続き

現場代理人を兼務させる場合は、現場代理人兼務届(別記様式)を各々の工事発注担当課に1部ずつ提出すること。

(届出書に、工事請負契約書の写しを添付してください。)

3 実施時期

平成23年8月24日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。ただし、兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても、現場代理人兼務届を工事発注担当課に届け出ることにより適用します。

担当：財政課契約財産班
内線297